

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで
ねんきん特別便が届き、内容を確認したところ、昭和60年12月から61年3月までの4か月分の国民年金保険料が未納となっていた。また、私が所持している国民年金手帳の資格取得日が昭和60年12月26日と記録されているにも関わらず、届いたねんきん特別便の資格取得日は61年4月1日となっていた。

私は、昭和60年12月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金の加入手続をすぐに行っていなかったが、A市役所の年金課の職員に国民年金に加入した方が良いと言われ、61年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を全額まとめて納めた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4月と短期間であり、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和61年11月11日付けで国民年金被保険者資格を取得して第3号被保険者該当届出を行っており、その理由は「本人所得減少(離職)」となっていることが確認でき、事実、申立人は60年12月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、その旨について、申立人が所持している年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和61年4月から同年10月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、その時点で時効未到来である申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から同年9月21日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成3年2月1日から同年9月21日に資格喪失するまでの標準報酬月額が、大幅に引き下げられていることが判明した。当時、月28万円程度の給与を受け取っていたと記憶しており、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年2月1日から同年9月21日までは28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である4年3月18日より後の同年12月18日付けで、3年2月1日に遡及^{そきゅう}して訂正され、15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、8人について、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成4年3月18日より後の同年12月18日付けで、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、当時の経営状況について、標準報酬月額がさかのぼって引き下げ処理されている者のうち、取締役一人を含む連絡先が特定できた6人に照会したところ、4人から回答があり、そのうち3人からは、申立期間当時、A

社の経営状態は不振だったとの証言が得られた。

加えて、申立期間当時、A社の取締役であった者に照会したところ、当時、同事業所の経営状態は不振であり、役員を含めた人事異動が頻繁に行われていたため、事務処理が大変混乱していた旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成7年8月から9年7月に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から9年8月30日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成7年8月1日から9年8月30日までの標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。

毎月手取りで27万円程度の役員報酬を受け取っていたと記憶しており、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年8月から9年7月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である9年8月30日より後の同年9月5日付けで、7年8月1日に遡及して訂正され、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の有限責任社員となっていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時のA社の代表者に照会したところ、申立期間当時、同社に保険料の滞納があったほか、社会保険関係の手続に関する決定はすべて自分が行っており、申立人は標準報酬月額を引き下げる処理についても知らなかったと思う旨の証言が得られたことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係

る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を38万円に、申立期間②のうち、平成10年7月から同年11月に係る標準報酬月額を38万円に、同年12月1日から同年12月31日に係る標準報酬月額を50万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月1日から10年6月1日まで
② 平成10年7月1日から同年12月31日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成9年3月1日から10年6月1日までの期間及び10年7月1日から同年12月31日までの期間の標準報酬月額が、大幅に引き下げられていることが判明した。これは、年金記録の改ざん行為と思われるので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成10年12月31日より後の11年2月25日付けで、9年3月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。また、申立期間②のうち平成10年7月から同年11月までの標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、9万8,000円に、同年12月1日から同年12月31日までの標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、34万円に、11年3月8日付けで10年7月1日に遡及して訂正され、それぞれ引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当した取締役から、申立人は、B管理者であり、社会保険事務の決定には関与していなかった旨及び社会保険関係の届出事務は自分が担当していたが、報酬を引き下げる届出については自身も知らなかったことであり、申立人も知らなかったと思う旨の証言が得られた。

また、申立期間当時にA社の取締役であり、申立人と同様に標準報酬月額を引き下げ処理が行われている者からは、引き下げ処理をすることは全く聞かされていなかった旨及び当時の同社では役員会は開催されていなかった旨の証言が得られ、これらのことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額にそれぞれ訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和63年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、34万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月31日から同年11月1日まで
年金特別便に記載されている記録では、A社における被保険者資格の喪失日が昭和63年10月31日、B社における資格取得日が63年11月1日となっており、厚生年金保険加入期間が1か月少なくなっている。

私は、昭和54年にB社に入社し、同社の転勤命令で子会社のA社に出向し、またB社に戻ったりしたが、すべて転勤によっているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録(異動履歴)により、申立人のA社からB社への異動発令日が昭和63年11月1日であることが確認できるとともに、同事業主から提出された厚生年金基金加入員資格喪失通知書及び健康保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人のA社の資格喪失年月日が63年11月1日であることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得届確認照会回答書により、A社における離職年月日が昭和63年10月31日になっているほか、異動先のB社における「被保険者となった年月日」が63年11月1日となっていることが確認できる。

さらに、A社に申立期間当時の厚生年金保険に係る届出書式について照会したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届については、いずれも複写式の届出様式を使用していた旨の回答が得られたことから、厚生年金基金に提出されたものと同一の記載内容の届出書が社会保険事務所に届出されたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 63 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 63 年 11 月 1 日に係る厚生年金基金被保険者資格喪失届の記録により、34 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が、59 年 5 月 18 日付けで還付されているとの回答を受けた。

申立期間については、母が、納税組合を通じて保険料を納付してくれていた。その後、申立期間の保険料については重複納付していたことを知ったが、時効のため保険料の還付請求ができないとの説明を受けた記憶がある。

このため、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金保険料還付整理簿には、申立人に係る国民年金保険料の還付について、還付金額、還付決定年月日及び還付支払日が明確に記載されており、同事務所保管の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）にも、申立期間の保険料が還付された記載があり、還付金額についても申立期間当時の保険料と一致していることから、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 58 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

さらに、申立期間の保険料の還付決議年月日は、昭和 59 年 4 月 27 日であり、それ以前の 2 年以内に保険料の未納期間は存在しないことから、申立期

間の保険料を過去の未納期間に充当することはできず、ほかに申立期間の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の年金記録については、平成 20 年 3 月 25 日に、厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和 59 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正されたことにより、申立期間直後である 59 年 1 月については、厚生年金保険被保険者資格を有することとなったため、平成 20 年 6 月に、申立人の指定する銀行口座に、昭和 59 年 1 月分の保険料 5,830 円が還付された事実が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年9月まで

平成元年10月20日付けで退職し、退職の翌日ないし翌々日に、A村役場（当時）において、国民年金の加入手続を行った。

A村役場の窓口において、加入手続日に、平成元年1月から同年9月までの保険料について、さかのぼって納付するよう説明を受け、当該期間については厚生年金保険加入期間であったにも関わらず、保険料7万2,000円をまとめて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及びA村が管理する国民年金被保険者名簿により、申立人は、平成元年10月22日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の被保険者資格を有しているため、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人が保管する国民年金保険料納付通知書及び国民年金保険料領収書には、申立期間のうち「平成元年4月から同年9月まで」欄及び「前納」欄には、線が引かれていることが確認でき、申立人は、申立期間について、厚生年金保険加入期間であることが明らかであることから、その線は国民年金保険料の納付が「不要」の意味を示すと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 16 日から同年 10 月 31 日まで
② 昭和 44 年 3 月 29 日から同年 10 月 31 日まで
③ 昭和 51 年 6 月 20 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 37 年 7 月 16 日から同年 10 月 31 日までの期間、B社に勤務していた 44 年 3 月 29 日から同年 10 月 31 日までの期間及びC社に勤務していた 51 年 6 月 20 日から同年 11 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社、B社及びC社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社、B社及びC社に勤務していたすべての期間において厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立期間①について、社会保険事務所が管理するA社の事業所別被保険者名簿に、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立期間①当時、A社に勤務していた同僚 6 人（申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）に照会したところ、4 人から回答があり、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかったものの、そのうち一人からは、当時のA社では入社後数か月間程度、従業員を社会保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

3 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、B社は、昭和 44 年 3 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、厚生年金保険の適用事業所で無かったことが確認できる。

また、申立期間②当時のB社の事業主に照会したところ、当時の資料は保存されていないとの回答があり、申立人に係る当時の勤務状況について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間②当時、B社に勤務していた同僚6人（申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。）に照会したところ、全員から回答があり、うち1人からは、申立人は管理職で勤務していたとの証言が得られたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 4 申立期間③について、労働局に照会したところ、申立人は、C社において昭和50年10月18日から53年11月24日まで雇用保険に加入していた旨の回答を受けた。

一方、C社から提出された「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は昭和50年11月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、53年11月24日に資格喪失していることが確認できるが、両通知書における健康保険整理番号が異なっていることから、社会保険事務所の記録どおり51年6月20日に喪失し、同年11月1日に再取得の届出が行われたものと推認できる。

また、C社に照会したところ、申立人に係る申立期間③当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が管理するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後の健康保険整理番号の者の資格取得日及び資格喪失日を調査したところ、69人中28人（申立人を含む。）が、申立人と同様に資格を喪失し、その後再取得した記録になっていることが判明した。このことについて、上記の者のうち、連絡先が特定できた13人に照会したところ、5人から回答があったものの、申立人に係る申立期間③当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和47年6月1日から49年2月1日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された労働者名簿により、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の事業主は、申立人は申立期間当時、夫は共済組合の組合員であり、自身はその被扶養者であることを理由に健康保険及び厚生年金保険への加入を希望しなかったことから、申立人についての資格取得の届出は行っておらず、給与から厚生年金保険料も控除していなかったと証言しており、事実、同事業主から提出された申立期間に係る給与計算書により、申立人は、給与から健康保険料及び厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、複数の同僚から、申立人の申立期間の始期より3か月ほど前に同僚は厚生年金保険に加入したと聞いたと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間の始期である昭和47年6月より3か月前の同年3月前後に資格取得している者は確認できず、また、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者番号の払出しは、申立期間より後の49年11月8日であることが確認できる。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者原簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から34年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月29日に支給決定されているとともに、当時は「通算年金通則法」(昭和36年法律第181号)の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、同社における勤続年数が69月であり、同社を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

また、申立人は、A社を退職後、同僚数人と共に脱退手当金を請求するために社会保険事務所に出向いたと主張していることを踏まえると、申立人本人の意思に基づいて請求が行われたものと考えられるほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間前のB社(C県)における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっているが、被保険者記号番号が申立期間と別番号で管理されていたことから、申立人が失念した可能性もうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

茨城厚生年金 事案 521

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から同年 10 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A社(現在は、B社。)に勤務していた昭和 41 年 3 月から同年 10 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、A社に勤務し、C社及びA社の販売や修理をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同期入社であるとして名前を挙げた同僚のうち、存命中で連絡先が判明した二人に照会したところ、全員から回答が得られたが、申立人が申立期間に勤務していたとする証言のみであり、その同僚二人も申立人と同様にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していないことが確認できることから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたとは考え難い。

また、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、B社には、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関係書類は保存されておらず、申立人の給与から保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 56 年 5 月 26 日から 58 年 3 月 9 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 55 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 56 年 5 月 26 日から 58 年 3 月 9 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。昭和 55 年 4 月 1 日に就職してから 61 年 2 月 26 日に退職するまで、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社に照会したところ、申立人は、昭和 56 年 4 月からB学校に通うために、一時退職し、B学校を卒業した 58 年 3 月 9 日に再度採用した旨の回答が得られた。

さらに、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により確認できる資格取得日及び喪失日は、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者原票の記録と一致しているほか、同原票により、昭和 56 年 5 月 26 日に被保険者資格を喪失し、同年 6 月 11 日に健康保険証（整理番号*）が返納された記録が確認できる。

加えて、申立期間当時のA社に厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、存命中で連絡先が判明した5人に照会したところ、3人から回答が得られ、その全員から、A社に就職した際、数か月の見習期間の後、社会保険に加入した旨の証言が得られた。

また、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立期間の一部を含む昭和58年2月9日から61年2月25日までの期間に係る同院における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 523

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月から34年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関(現在は、B機関。)に勤務していた昭和31年9月から34年9月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A機関からC国の農場に派遣されており、農場から支給された給与から5%の厚生年金保険料が天引きされていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B機関から提出された「研修生カード」によれば、申立人はA機関により実施された「D事業」の研修生として昭和31年9月20日から34年10月10日までC国に派遣されていることが確認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA機関の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B機関に照会したところ、資料が現存していないので確認ができないものの、A機関は、短期農業労務者のC国の農場での研修をあっせんする組織であり、短期農業労務者は同機関と雇用関係は無かったと思う旨の回答が得られた。

加えて、申立人が自分と同時期にC国に派遣された短期農業労務者として名前を挙げた4人については、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA機関の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前は無い。

また、申立期間当時にA機関において厚生年金保険の被保険者資格を有していた者3人に照会したところ、2人から回答があり、短期農業労務者は同機関と雇用関係に無く、厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の証言が得られた上、そのうちの1人の会計担当であった者から、賃金台帳に申立

人の名前は無かったと思う旨の証言が得られた。

なお、申立人が厚生年金保険の保険料であると主張している給与から控除されていた5%の金額については、E機関発行の「F」によれば、短期農業労務者の保護制度として設置されていた「G基金制度」の掛金であると推測される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。